## 法第85条第5項(仮設建築物)の『許可を要する理由書』

## (緩和を受ける(適合しない)条項にO印を記入してください) ——

条項	内 容	緩和
	建築基準法	
法第 21 条	大規模の建築物の主要構造部等	
法第 22 条	屋根	
法第 23 条	外壁(準防火性能)	
法第 25 条	大規模の木造建築物等の外壁等	
法第 26 条	防火壁等 (1000 ㎡を超える建築物)	
法第 27 条	耐火建築物等としなければならない特殊建築物	
法第 31 条	便所	
法第 35 条の 2	特殊建築物等の内装(火気使用室を除く)	
法第 35 条の 3	無窓の居室等の主要構造部	
法第 37 条	建築材料の品質	
第3章		
法第 43 条	敷地等と道路の関係	
法第 43 条の 2	敷地が 4m 未満の道路にのみ接する建築物に対する制限の付加	
法第 44 条	道路内の建築制限	
法第 48 条	用途地域等	
法第 52 条	容積率	
法第 53 条	建蔽率	
法第 55 条	第1種低層住居専用地域等内における建築物の高さ限度	
法第 56 条	建築物の各部分の高さ(道路斜線・隣地斜線・北側斜線)	
法第 56 条の 2	日影による中高層の建築物の高さの制限	
法第 61 条	準防火地域内の建築物	
法第 62 条	屋根(準防火地域内)	
法第 63 条	隣地境界線に接する外壁(準防火地域内)	
法第 条		
		1

条項	内 容	緩和
	建築基準法施行令	
令第 22 条	居室の床の高さ及び防湿方法	
令第 28 条	便所の採光及び換気	
令第 29 条	くみ取便所の構造	
令第 30 条	特殊建築物及び特定区域の便所の構造	
令第 37 条	構造部材の耐久	
令第 38 条	基礎	
令第 46 条	構造耐力上必要な軸組等	
令第 49 条	外壁内部等の防腐措置等	
令第 67 条	接合	
令第 70 条	柱の防火被覆	
第3章第8節	構造計算(ただし令第64条から令第69条に適合すること。)	
令第 112 条	防火区画	
令第 114 条	建築物の界壁、間仕切壁及び隅壁	
第5章の2	(火気使用室を除く)	
令第128条の3	制限を受ける窓その他の開口部を有しない居室	
$\mathcal{O}$ 2		
令第128条の4	制限を受けない特殊建築物等	
令第128条の5	特殊建築物等の内装	
令第 条		

※法第85条、令第147条にある緩和条文の抜粋です。リストに記載のない条文の緩和を受けたい場合は、追加記入してください。

設計者	